第二千七百二十四号

平成二十九年 八月二十四日

新

一〇・九~

几 $\overline{}$

旧

七

九

四〇・二

八

曜

日 地先まで北杜市須玉町若神子字御所村一四五〇番一北杜市須玉町若神子字御所村一四五〇番一北杜市長坂町富岡字富岡三六番一地先から

木

山梨県告示第二百五十号

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務 所身延道路課において、この告示の日から平成二十九年九月十四日まで一般の縦覧に供 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

·五九三 ·五九三 ·五九三

平成二十九年八月二十四日

山梨県知事 後 藤 斎

県道	種道類路の
公南園ア	路
線ルプ	線
ر کر	名
○四五番三地先まで ○四五番三地先から 南巨摩郡早川町保字大上双里二 南巨摩郡早川町保字大上双里二	区間
六七・一	(メートル)延
四年平成日八成二十二十九	期日開始の

公安委員会

五九五 ·五九五

·五九四 ·五九四 ·五九三

告

示

目

次

山梨県告示第二百五十一号

備え置いて縦覧に供する。 の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路 山梨県峡東建設事務所に

平成二十九年八月二十四日

山梨県知事 後 藤

斎

指定の年月日 平成二十九年八月十七日

指定道路の位置 笛吹市石和町河内字宮窪三百五番八

 \equiv 兀 指定道路の幅員 最大五・九七メートル 最小五・九〇メートル

指定道路の延長 三十四・五二メートル

公

告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第 一十五条第三項の規定により、 次の

報 第二千七百二十四号 平成二十九年八月二十四日

五九三

Щ

梨

県

公

区

三

道路の区域

路線 道路の種類

名

茅野北杜韮崎線

県道

山梨県知事

後

藤

斎

る。

平成二十九年八月二十四日

所峡北支所において、この告示の日から平成二十九年九月十四日まで一般の縦覧に供す

山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務

次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、

山梨県告示第二百四十九号

告

示

間 の旧 別新

(メートル)敷地の幅員

ダ延 1 1 ル長

五九四

民情報センターに備え置いて縦覧に供する。 とおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、 山梨県県

平成二十九年八月二十四日

山梨県知事 後 藤

斎

申請のあった年月日 平成二十九年八月四日

びにその定款に記載された目的 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

名称 特定非営利活動法人いでたちの家

2 代表者の氏名 齊藤加代子

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市城東一丁目十六番二十四号

ことを目的とする。 の交流の掛け橋になることで地域や社会の福祉の増進を図り、 めの事業を行う。又、障害者と健常者との交流を積極的に行い、一般社会での人と 生活の質的向上を図るため、地域社会及び行政と協働して、障害者福祉の向上のた 定款に記載された目的 この法人は、障害者を対象として、社会的自立の促進と 広く公益に貢献する

三 縦覧期間 平成二十九年八月十七日から同年九月十七日まで

特定非営利活動法人の設立の認証申請

ンターに備え置いて縦覧に供する。 り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとお 山梨県県民情報セ

平成二十九年八月二十四日

山梨県知事 後 藤

斎

びにその定款に記載された目的 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並 申請のあった年月日 平成二十九年八月十五日

名称 特定非営利活動法人きらめいく

2 代表者の氏名 庄司秀男

3 主たる事務所の所在地 山梨県都留市小野三百五十七—一番地

活動を行うと共に、家族への支援、 動や文化、レクリエーション活動、スポーツ、様々な体験活動等の幅広い余暇的な それぞれが持っている煌めいた素晴らしい個性がのびのびと発揮出来る様、芸術活 に寄与するとともに、社会に貢献する事を目的とする。 定款に記載された目的 この法人は、地域で生活する障害児・障害者に対して、 地域との連携した環境を築き上げ、健全な育成

> 三 縦覧期間 平成二十九年八月十七日から同年九月十七日まで

換地処分の実施

十四日に実施した。 県営畑地帯総合整備事業(白根地区上八田第2工区)の換地処分を平成二十九年七月二 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、

平成二十九年八月二十四日

山梨県知事 後 藤

斎

土地改良区役員の退任及び就任

堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 楯無

平成二十九年八月二十四日

山梨県知事 後 藤

斎

退任

監事 長坂邦宏 韮崎市建坂町上今井千四百十二 同 駒寄保次 韮崎市穂坂町上今井千四百十二 同 大木一喜 甲斐市竜地五千五百十二番地三 平成二十九年三月二十三日			
一字 一字 一字 一字 一字 一字 一字 一字	役職名	ī]	監事
車場市竜地五千五百十二番地三車崎市穂坂町上今井千四百十二車崎市市・地五千五百十二番地三平	氏名	句字呆欠	坂邦
平成二十九年七十九年三十九年二十十九年二十十九年二十十九年二十十九年二十十九年二十十九年二十十	_	直寄 方惠 反 丁	韮崎市上ノ山九百三十五番
月 十 五 日	退任年月日	Ħ	成二十九年七月二十五

就任

同	理事	役職名
猪股重教	戸井弘幸	氏名
韮崎市穂坂町上今井二百八番地	甲斐市竜地六千六百六十六番地	住
同	平成二十九年三月二十四日	就任年月日

監事 | 石川惣市 | 韮崎市岩下千二百七十六番地 | 平成二十九年七月二十六日

土地改良区役員の退任及び就任

堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、徳島

平成二十九年八月二十四日

山梨県知事 後 藤

斎

退任

理事	役職名
中澤春樹	氏名
南アルプス市百々千三百二十番地	住
平成二十九年五月一日	退任年月日

一就任

理事	役 職 名
清水求久	氏名
南アルプス市百々二千四百三番地	住
平成二十九年七月二十八日	就任年月日

公安委員会

山梨県公安委員会規則第八号

平成二十九年八月二十四日山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

山梨県公安委員会

委員長 尾 方 恵

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

予にていていては、の。 山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一

の一及び五五三二の四二から五五三二の四七までを除く。)」を「、塩山牛奥(通称牛別表第三日下部警察署の部塩山駅前交番の項中「及び塩山牛奥(通称牛奥山五五三二部を次のように改正する。

奥山五五三二の一及び五五三二の四

Ш

梨県公報

第二千七百二十四号

に改める。 塩山一ノ瀬高橋、塩山上栗生野、塩山下栗生野、塩山平沢、塩山福生里及び塩山竹森」 上萩原一四五五の一」を「甲州市塩山中萩原一三二六」に、「及び塩山一ノ瀬高橋」を「、に改め、同部千野警察官駐在所の項を削り、同部神金警察官駐在所の項中「甲州市塩山に改め、同部千野警察官駐在所の項を削り、同部神金警察官駐在所の項中「甲州市塩山

附則

この規則は、平成二十九年九月一日から施行する。

山梨県公安委員会告示第百三号

出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。条第一項の規定により、一般財団法人山梨県交通安全協会から代表者の氏名の変更の届交通安全活動推進センターに関する規則(平成十年国家公安委員会規則第三号)第三

平成二十九年八月二十四日

山梨県公安委員会

委員長 尾 方

恵

一 変更後の代表者の氏名 坂本政彦

一 変更年月日 平成二十九年六月十三日

二から五五三二の四七までを除く。)及び塩山千野.

発行者	山梨
山梨県	県公報
	第二千七
甲府市丸の内一丁目六番一号	第二千七百二十四号
^兄 八番一号	平成二十
印	平成二十九年八月二十四日
印刷所(株サン	十四日
株サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
丁目六番	
	五九六
	,